

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十二号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に改める。

第七条の二第一号中「あつては」を「あつては」に、「及び」を「、」に改め、「大学院修学休業をしていた期間」の下に「及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月奈良県条例第十号）第二条の規定により配偶者同行休業をしていた期間」を加える。

第十五条第四項及び第十六条第四項中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。